

社援発0627第1号
平成30年6月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年7月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

なお、平成30年4月1日から同年6月30日までの間に本通知による改正後の局長通知の第7の2の（6）のアの（ア）から（オ）までに該当していたと保護の実施機関において認定する場合であって、同年7月1日時点において冷房器具の持ち合わせがない世帯については、同様の取扱いとして差し支えない。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局社発第246号）

改正後	現行
<p>社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～6 （略）</p> <p>第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。</p> <p>1 略 2 一般生活費</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 家具什器費 <u>ア 炊事用具、食器等の家具什器</u> 被保護世帯が次の<u>（ア）</u>から<u>（オ）</u>までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を</p>	<p>社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～6 （略）</p> <p>第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。</p> <p>1 略 2 一般生活費</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 家具什器費</p> <p>被保護者が次の<u>ア</u>から<u>オ</u>までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする</p>

必要とする状態にあると認められるときは、28,700円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、45,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

(ア) 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(イ) 単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

(エ) 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

(オ) 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 暖房器具

被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

エ 支給方法

状態にあると認められるときは、28,700円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(暖房器具を除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、45,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(暖房器具を除く。)を支給して差し支えないこと。

(新規)

また、被保護者が次のアからオまでのいずれかに該当した場合であって、それらに該当したとき以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(新規)

アからウまでの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないとき認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

なお、これらの家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、アからウまでとは別に特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないこと。

(7)～(10) (略)

3～10 (略)

第8～13 (略)

これらの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないとき認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

(新規)

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

オ 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(7)～(10) (略)

3～10 (略)

第8～13 (略)